

# 中山間地域等直接支払制度

(県事業名: 中山間地域等農業活性化支援事業)

## 制度概要

令和5年12月

神奈川県環境農政局農水産部農地課

# I 中山間地域等直接支払制度とは (県事業名: 中山間地域等農業活性化支援事業)

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

## 1 事業制度について

別添パンフレットをご参照ください。



## 2 事業実施期間

令和2年度から令和6年度までの5年間(第5期対策)

(平成12年度より、1期5年間でこれまでに第4期まで実施済み)

今年度(令和5年度)は第5期対策の4年目です

I 中山間地域等直接支払制度  
 (県事業名:中山間地域等農業活性化支援事業)

3 第5期対策からの主な変更点

主な変更点	本県での該当の有無	パンフレット参照ページ
対象地域に「 <u>棚田地域振興法</u> 」の「 <u>指定棚田地域</u> 」が追加	該当無し	p2～3
体制整備単価(10割単価)の対象となる活動内容が変更され、 <u>集落戦略の作成に一本化</u>	3集落協定で取組中	p4～7
加算措置の見直し (新設) 棚田地域振興活動加算、 集落機能強化加算(※)、 生産性向上加算(※) (拡充) 集落協定広域化加算 (継続) 超急傾斜農地保全管理加算	左欄の※印は1協定で取組中	p8～10
交付金の返還の要件の見直し 農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地が「 <u>協定地全体</u> 」から「 <u>当該農用地</u> 」に変更		P12～13

### 3-1 集落協定の作成について

国では、第4期対策の最終評価の結果を受け、集落協働力強化のための取組として、体制整備単価(10割単価)の対象となる活動を「集落戦略の作成」に一本化することとなりました。

#### これまで

- 期の途中に農業をやめる可能性のあるところを協定に入れない(協定地全体が遡及返還となるため)
- 荒廃農地は解消できないリスクがあるため、協定に入れない
- 交付対象外の農地はなるべく含めない



集落内の分断が生じている集落も存在(本県はなし)

5期対策から遡及返還は協定地全体ではなく当該農用地のみになった

#### 第5期対策では

- 中山間直払の交付要件に満たない平地地域等の農用地や集落内の荒廃農地を含めて集落協定を締結できる
- 集落戦略も同じ範囲で作成できる



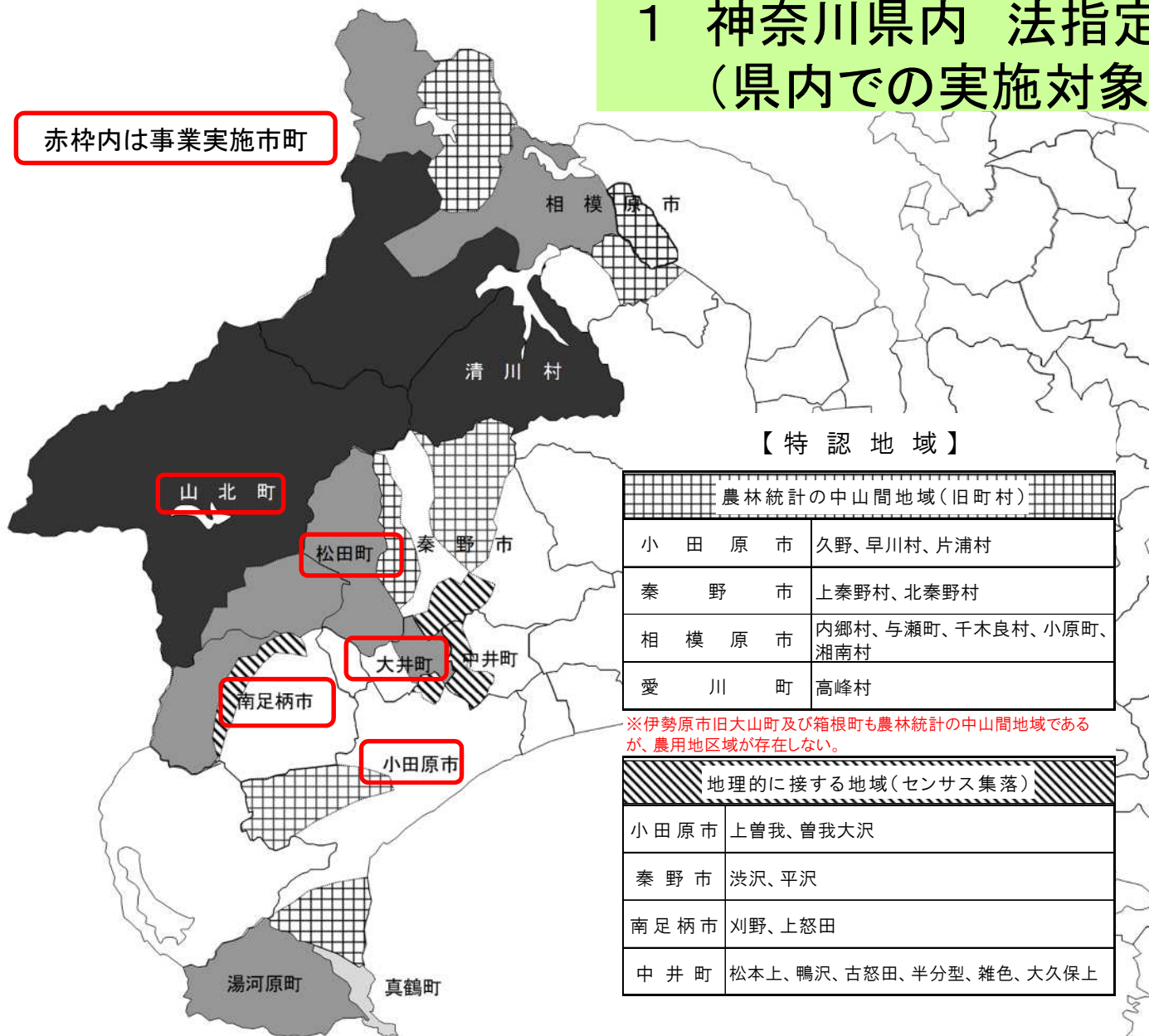
集落一帯となって共同活動を実施することでコミュニティ力を強化

交付対象外の平地地域等も入れて集落協定を締結することで、担い手の確保ができ、集落戦略の作成をスムーズに進めることができるというメリットも考えられます。

## Ⅱ 本県における第5期対策の取組

### 1 神奈川県内 法指定地域 (県内での実施対象地域)

赤枠内は事業実施市町



【法指定地域】

振興山村地域	
相模原市	青根村、鳥屋村、牧野村
山北町	共和村、清水村、三保村
清川村	煤ヶ谷村、宮ヶ瀬村

【特認地域】

農林統計の中山間地域(旧町村)	
小田原市	久野、早川村、片浦村
秦野市	上秦野村、北秦野村
相模原市	内郷村、与瀬町、千木良村、小原町、湘南村
愛川町	高峰村

※伊勢原市旧大山町及び箱根町も農林統計の中山間地域であるが、農用地区域が存在しない。

地理的に接する地域(センサス集落)	
小田原市	上曾我、曾我大沢
秦野市	渋沢、平沢
南足柄市	刈野、上怒田
中井町	松本上、鴨沢、古怒田、半分型、雑色、大久保上

特定農山村地域	
山北町	全域
湯河原町	全域
清川村	全域
相模原市	旧津久井町、旧藤野町
南足柄市	北足柄村
大井町	相和村
松田町	寄村、松田町(全域)

過疎地域	
真鶴町	全域

## Ⅱ 本県における第5期対策の取組

### 3 集落協定の県内分布図(第5期対策)



#### 集落協定一覧

小田原市	① 久野
小計	1 集落
南足柄市	② 内川せき棚田の会
小計	1 集落
大井町	③ 大井町高尾
小計	1 集落
松田町	④ 中央集落
小計	1 集落
山北町	⑤ 川西平山
	⑥ 透間
	⑦ 向山
	⑧ 日向
小計	4 集落
計	8 集落

## Ⅱ 本県における第5期対策の取組

### 2 集落協定の状況

- ・第5期対策の協定数は、8協定(松田町中央集落協定(下表の④)は令和3年度から取組開始)
- ・第4期対策で取り組んでいた2協定(下表の⑨、⑩)は第5期対策への取組継続を断念(今後5年間取組継続するのが困難であるのが主な理由)

R5 11月時点(変更交付申請時点)

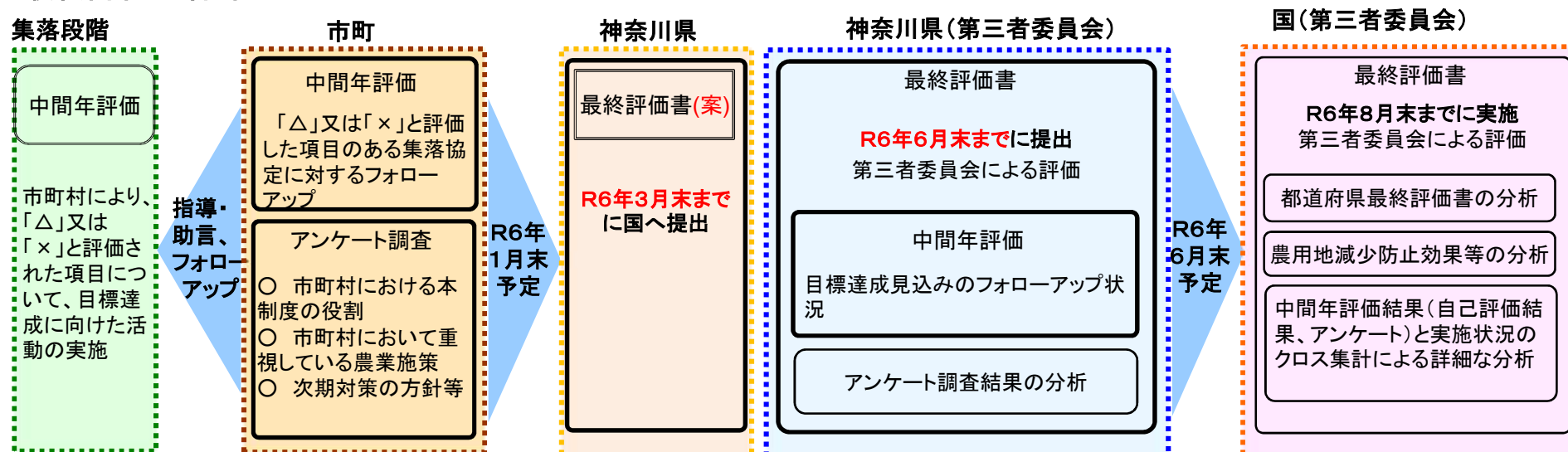
市町村	集落協定名	第4期	第5期										
		R 1	R 2	R 3・4	R 5							交付金額 (円)	協定参加 農業者数 (人)
		協定面積 (㎡)	協定面積 (㎡)	協定面積 (㎡)	協定面積 (㎡)			体制整備 単価					
					計	田	畑		集落機能 強化加算	生産性向 上加算			
① 小田原市	久野南舟原	12,546	12,546	12,546	12,546	12,546	0	○	12,546	12,546	313,524	3	
② 南足柄市	内山	45,679	75,536	153,193	152,668	152,668					977,075	65	
③ 大井町	高尾	86,266	80,684	80,684	80,684	5,976	74,708				247,428	11	
④ 松田町	中央集落	84,698	0	75,200	75,200	0	75,200	○			263,200	26	
⑤ 山北町	川西平山	21,443	18,985	18,985	18,985	7,578	11,407				153,443	10	
⑥ 山北町	透間	24,461	21,484	21,484	21,484	4,772	16,712	○			188,000	11	
⑦ 山北町	向山	32,001	30,435	30,435	30,435	0	30,435				280,002	15	
⑧ 山北町	日向	53,530	40,516	40,516	40,516	21,218	19,298				309,841	17	
⑨ 山北町	峰	38,304	0	0	0	0	0				0	0	
⑩ 山北町	大久保	17,022	0	0	0	0	0				0	0	
計		415,950	280,186	433,043	432,518	204,758	227,760		12,546	12,546	2,732,513	158	

## 第5期対策における最終評価の体系とスケジュール (案)

### 最終評価の目的

中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するほか、次期対策について市町村がどのような考えの下で取り組むのか、その方針等を把握するとともに、中間年評価等の内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映するものとする。

### 最終評価の体系



### 評価スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国による評価の進め方		・中間年評価の手法・内容の検討	・市町村による協定の評価 ・アンケート調査 ・事例収集 ・統計データによる効果分析 ・各結果の分析	・最終評価の手法・内容の検討	・最終評価の実施 ・結果の分析 ・次期対策の検討
第三者委員会	▲ 7月	▲ 11月	▲ 3月	▲ 10月	▲ 3月
				▲ 6月	▲ 8月
				▲ 12月	▲ 6月(予定)
				▲ 8月	▲ 8月(予定)
				■ 中間年評価	■ 最終評価